

## よくあるお問合せ【特定建築事業者太陽光発電設備導入制度】

### 1 対象

#### Q1-1 制度適用開始はいつからか。

A 令和7年4月1日から適用開始となり、以降に建築確認の申請又は計画の通知を実施した施設が対象です。(条例改正附則4参照)

#### Q1-2 除外規定はあるか。

A 次の建築物は対象外となり、中小規模特定建築物には該当しません。  
 ・建築物省エネ法第18条第3号に該当する建築物(規則第42条参照)  
 (除外規定とは別に適用除外建築物があります。Q1-5参照)

#### Q1-3-1 対象となる建築物は何か。

A 「市内」において「新たに建設又は新築」<sup>※1</sup>かつ「中小規模特定建築物(床面積の合計が2,000㎡未満の建築物で建築事業者が自ら当該工事を行うもの)」が対象となります。(条例第26条参照)

※1 建築物のない土地に、新たに建築物を建築(建設)すること。  
既存建築物のある敷地内に別棟で建築(建設)する場合はこれに該当しないため、本制度では対象外とします。

#### Q1-3-2 対象者はどう判断するか。

A 1年間(4月1日から翌年3月31日まで)に市内において新たに建設又は新築する中小規模特定建築物(床面積の合計が2,000㎡未満の建築物)のうち適用除外建築物(Q1-5参照)を除いた床面積の合計が5,000㎡以上である建築事業者(工事施工者に限る。)が対象者となります。

対象となる中小規模特定建築物は、1年間に確認済証(変更に係るものを除く。)の交付を受けた建築物に限ります。(条例第26条及び規則第32条参照)

(次ページのフロー図参照)

中小規模特定建築物(Q1-5の適用除外建築物を除く)の床面積の合計 $\geq$ 5,000㎡

#### Q1-4 「床面積」とは何か。

A 建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積となります。(床面積の合計は、建築基準法施行令第2条第1項第4号のただし書きの規定は適用しません。)

Q1-5 「適用除外建築物」とは何か。

A 次のいずれかに該当する中小規模特定建築物が「適用除外建築物」となります。（規則第32条参照）（図1参照）

- ・床面積の合計が10㎡以下の建築物
- ・建築物省エネ法第18条第1号に該当する建築物
- ・建築物省エネ法第18条第2号に該当する建築物

特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の対象事業者の判断フロー

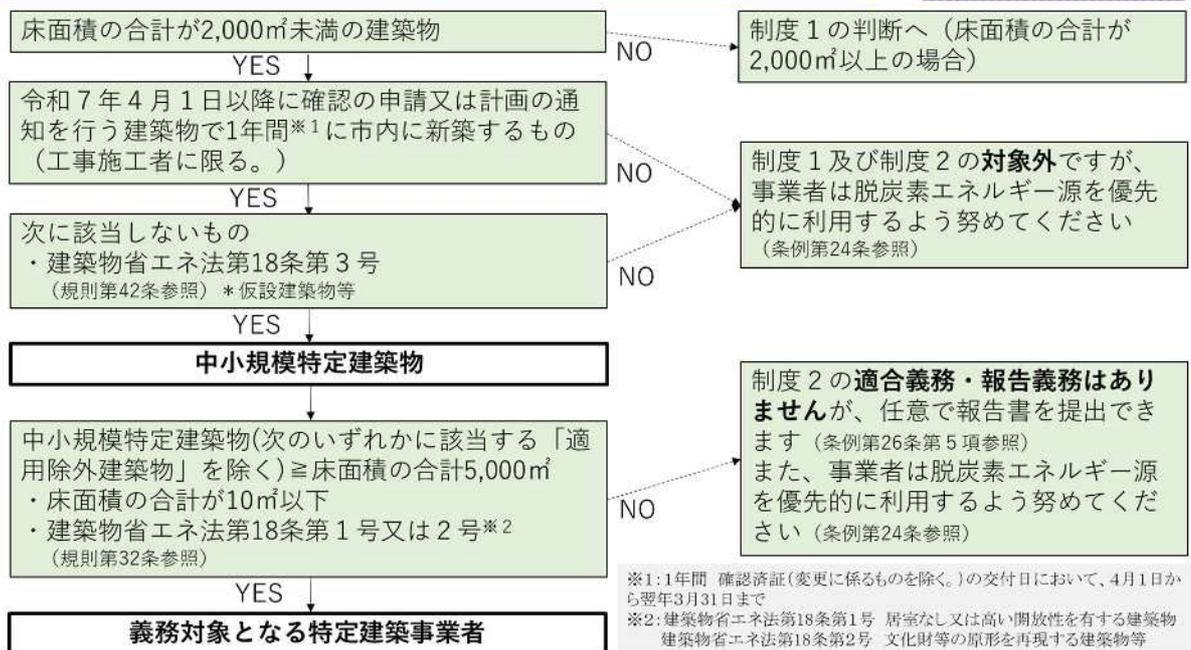


図1 対象事業者の判断フロー

## 2 設置基準量

### Q2-1 「定格出力」とは何か。

A 太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格（JIS 規格）又は国際電気標準会議の国際規格（IEC 規格）に規定される公称最大出力の合計出力となります。

### Q2-2 設置基準量の算出はどうか。

A 設置基準量（kW）の算出方法は次のとおりとなります。（規則第 32 条第 2 項）

中小規模特定建築物（適用除外建築物及び棟数除外建築物を除く）の棟数 × 0.7 × 2 kW/棟

「適用除外建築物」（Q1-5 参照）

「棟数除外建築物」は次に該当する建築物。（規則第 32 条第 2 項（1）～（2）参照）

- ・ 建築面積が 20 m<sup>2</sup>未満の建築物
- ・ 屋根のうち真方位 90 度以上 270 度以下の方向に面する部分及び水平な部分から市長が太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分を除いた部分の水平投影面積の合計が 20 m<sup>2</sup>未満の建築物等

※市長が認める部分（面積を除く部分）の詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。  
（令和 6 年上期を予定）

図 2 屋根の方位角

### Q2-3 「建築面積」とは何か。

A 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積となります。（建ぺい率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限る特例軒等の規定は適用しません。）

## 3 履行方法

### Q3-1 太陽光発電設備以外も認められるか。

A 地中熱、太陽熱を利用する熱供給設備も対象となります。（規則第 33 条参照）  
なお、ペロブスカイトや壁面設置の太陽電池は「太陽光発電設備」に含みます。

### Q3-2 対象となる中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）の場所への設置も認められるか。

A 次の措置で市長が適当と認めるものが対象となります。詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。（令和 6 年上期を予定。）（規則第 33 条第 1 項（2）参照）

- ・ 次の①②のいずれかの場所に太陽光発電設備（又は地中熱・太陽熱を利用する熱供給設備）を新たに設置し、発生される電気又は熱を①②（当該建築物）で利用する場合
  - ① 市内で（過去に）新築等をした既存建築物又はその敷地
  - ② 市内に所有する既存建築物又はその敷地
- ・ 対象となる中小規模特定建築物が『開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した特定開発事業の予定建築物』である場合において、当該区域に太陽光発電設備（又は地中熱・太陽熱を利用する熱供給設備）を設置し、『発生される電気又は熱』を当該区域で利用する場合

**Q3-3 本制度における「既存建築物」とは何か。**

A 対象となる中小規模特定建築物の工事完了時点で工事が完了しているものを既存建築物とし、床面積の合計が2,000㎡以上の特定建築物（大規模建築物）を除きます。工事の完了は、検査済証の交付日で判断します。（規則第33条第1項（2）ア参照）

**Q3-4 再エネ調達は対象になるか。**

A 対象となりません。

#### 4 手続き

##### Q4-1 制度開始当初のスケジュールについて、最初の報告は何年度になるか。

A 確認済証の交付日が令和7年4月1日～令和8年3月31日までの中小規模特定建築物については、令和8年9月末までに報告書を提出してください。

ただし、令和7年3月31日までに建築確認の申請又は計画の通知を実施したものを除きます。

##### Q4-2 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」(規則第16号様式)には添付図書が必要か。

A 詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。(令和6年上期を予定)

## 5 その他

### Q5-1 図書の保管に関する規定はあるか。

A 「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方」において示した「図書の保管」は、要綱に規定する予定です。（令和6年上期を予定）

### Q5-2 本制度は建築基準関係規定となるか。

A 本制度は、建築基準法の建築基準関係規定ではありません。

### Q5-3 本制度は建築基準法第40条の対象となるか。

A 本制度は、建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）の対象ではありません。